

令和4年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年9月1日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（12名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
10番	坂口 徹	11番	濱 真理子
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 恵三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	政策財政課長	真 弓 啓
税 務 課 長	福田 善行	住民生活部長	栗 本 公生
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	中 原 潤
国保医療課長	猪川 恭弘	住 民 課 長	関 口 修
都市建設部長	上田 俊雄	上下水道課長	岡 村 智生
会計管理者	安藤 晴康	教 育 次 長	本 庄 徳光
教委総務課長	松岡 洋右		

---

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について

- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第 30 号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日 程 7. 議案第 31 号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第 32 号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する  
条例について
- 日 程 9. 議案第 33 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）  
について
- 日 程 10. 議案第 34 号 令和 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補  
正予算（第 2 号）について
- 日 程 11. 議案第 35 号 令和 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予  
算（第 1 号）について
- 日 程 12. 議案第 36 号 令和 4 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第 1 号）について
- 日 程 13. 議案第 37 号 令和 3 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余  
金の処分について
- 日 程 14. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めること  
について（その 1）
- 日 程 15. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めること  
について（その 2）
- 日 程 16. 認定第 2 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日 程 17. 認定第 3 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日 程 18. 認定第 4 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日 程 19. 認定第 5 号 令和 3 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 日 程 20. 認定第 6 号 令和 3 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定につ  
いて
- 日 程 21. 認定第 7 号 令和 3 年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定に  
ついて

- 日 程 2 2 . 同 意 第 3 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求  
めることについて
- 日 程 2 3 . 同 意 第 4 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求  
めることについて（その1）
- 日 程 2 4 . 同 意 第 5 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求  
めることについて（その2）
- 日 程 2 5 . 同 意 第 6 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同  
意を求めることについて（その1）
- 日 程 2 6 . 同 意 第 7 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同  
意を求めることについて（その2）
- 日 程 2 7 . 同 意 第 8 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同  
意を求めることについて（その3）
- 日 程 2 8 . 同 意 第 9 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同  
意を求めることについて（その4）
- 日 程 2 9 . 同 意 第 1 0 号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同  
意を求めることについて（その5）
- 日 程 3 0 . 報 告 第 1 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）
- 日 程 3 1 . 報 告 第 1 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第5  
号）について）
- 日 程 3 2 . 報 告 第 1 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）
- 日 程 3 3 . 報 告 第 1 8 号 議会の委任による町長専決処分の報告について  
（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第6  
号）について）
- 日 程 3 4 . 研 修 会 へ の 参 加 派 遣 に つ い て （ 報 告 ）
- 追 加 日 程 1 . 発 議 第 5 号 安 倍 元 総 理 大 臣 の 「 国 葬 」 の 見 直 し を 求 め る 意  
見 書 に つ い て

---

1, 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和4年第4回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より、議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。令和4年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申しあげます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申しあげます。本定例会では、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてなど、28議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申しあげます。

また、佐伯、中川両監査委員には、6月24日には令和3年度斑鳩町水道事業及び下水道事業会計決算について、また、7月28日から8月3日までの間は、一般会計及び各特別会計の決算について克明にご審査をいただき、誠にありがとうございました。

深く感謝を申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、7月初め頃から全国的に感染者が著しく増加し、約2か月が経過した現在においても、新規感染者数は高止まりしている状況であります。本町におきましても、ここ1週間の新規感染者数は、1日当たり平均約35人と、依然高い水準が続いております。こうしたなか、町独自の施策として、感染されたことにより生活物資の調達が困難になった方に、概ね5日間分の食料等の詰め合わせを無償で提供する生活支援パックにつきましては、制度を開始した本年3月末から8月末までの間に約400人の方に提供したところであります。今後も、必要な支援を、必要な方に、迅速に提供することができるよう全力でとりくんでまいります。

また、更なる感染拡大を防ぐためには、ワクチン接種が可能な方は積極的に接種していただくことと、マスクの着用、換気、消毒などの基本的な感染防止対策を着実に実施していただくことが重要でありますので、引き続きご協力賜りますようお願い申しあげます。以上、簡単ではありますが、招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。よって、これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、１０番 坂口議員、１１番 濱議員を指名します。両議員には、会期中、よろしく申し上げます。

続きまして、日程２．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日から９月２７日までの２７日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月２７日までの２７日間と決定いたしました。

次に、日程３．建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和４年第３回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

９番、横田委員長。

○建設水道常任委員長（横田敏文君） それでは、閉会中の８月１８日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告をさせていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、いかるがパークウェイの五百井・興留区間の今年度改良工事について、５月３１日に入札が実施され、６月１６日付で契約を締結、現在、工事着手に向けた準備が進められていると報告されました。なお、工事着手に伴い小吉田交差点からイツボ川までの区間の沿道住民の皆様を対象にした工事説明会を９月１日に開催予定であるとのことです。次に、事業促進にかかる要望活動について、６月下旬から７月下旬にかけて奈良県や国土交通省などに、継続的な事業促進のための予算を確保できるよう要望書の提出を行ったことなど報告されました。委員より要望活動について、県道までの接続スケジュールについて、質疑があり、理事者より答弁されています。継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、１点目、三代川河川改修事業について、昨年度用地の協

力をいただいた箇所の工事を、令和4年度から令和5年度にかけて実施予定と報告がありました。委員より工事期間について、工事の概要について質疑があり、それぞれ答弁をされております。

2点目として、桜池耐震補強工事について、令和3年度から3か年計画で耐震工事を実施しており、今年度の工事実施期間は10月末ごろから来年3月22日の工期で実施予定であると報告されました。委員より質疑はございませんでした。

3点目として、県立竜田公園施設整備工事について、工期は令和4年9月20日から令和5年3月24日の予定で、主な工事内容は展望デッキの設置、園路の樹脂系すべり止め舗装や階段の石張舗装を実施予定であると報告がありました。委員より展望デッキの位置について、費用負担について、景観について、再生木材の耐久性について質疑があり、それぞれ答弁されております。

4点目として、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、令和5年度中の工事再開、令和6年12月中の開業に向けた協議の進捗状況について報告がありました。令和4年9月上旬、設計図面の検証が概ね完了予定。開発行為申請について、令和5年3月の申請に向け、郡山土木事務所や西和警察と事前協議を実施しており、工事再開に向けて大きな影響はないとの回答があったとのこと。令和4年度の駐車場事業の実績は、4月から7月で535万円、前年比344万円の増となっていると報告がありました。委員より、検証について、設備内容について、舟塚古墳について質疑があり、それぞれ答弁されております。

5点目、水道事業会計事務について、6月24日に令和3年度の水道事業会計決算審査が実施され、斑鳩町浄水場低圧化工事書類について、適正に行われていないと指摘を受けた。事務手続きにおいて、決裁権者の押印がなされていない中で事業が進められた。再発防止策を8月1日より実施して事務遂行していくと報告がありました。委員より、工事内容について、決裁について、システムについて、質疑があり、それぞれ答弁されております。

次に口頭報告として、斑鳩町産業まつり2022について令和4年12月3日・4日実施予定。「和のあかりと未来へのひかり」について令和4年11月12日実施予定。紅葉まつりについて令和4年11月19日実施予定。いかるがマルシェについて令和4年11月23日実施予定とのことです。以上で各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、各委員より質疑、ご意見はございませんでした。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いをいたしまして、建設水道常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

８番、井上委員長。

○厚生常任委員長（井上卓也君） それでは、閉会中の８月１９日に開催しました厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、これまで継続してきた、ごみ処理広域化に関する奈良市との勉強会について、町の方向性が示されました。

本年度、奈良市においては、新施設の建設に向けた施設整備基本計画策定業務や環境アセスメント方法書策定業務などに係る予算を計上され、これらの業務を進めるにあたり、枠組みを確定する必要性があることから、枠組み参加への判断が迫られており、７月１９日には、奈良市より副市長も来庁され、奈良市とごみ処理広域化に向けとりくまれないと依頼があった一方、斑鳩町が求める具体的な負担額は、現時点では出すことができないと回答があったとのこと。奈良市の事業計画上、奈良市とともに廃棄物の広域処理を行うか、斑鳩町としての判断を迫られている状況の中、これ以上勉強会として継続することは難しいと考え、奈良市とのごみ処理広域化は断念せざるを得ないと考えており、委員会への報告後、奈良市に対して勉強会から離脱する旨の回答をすることとしたこと。また今後、新たな自区内処理に向けとりくむと報告がありました。委員から、勉強会離脱後の方向性について、現在のごみ分別の継続について、伊賀市への対応について等、質疑があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、（１）猫対策物品の貸出しについて報告を受けました。

１点目に、飼い主のいない猫による住民トラブルをなくすため、飼い主のいない猫を適切に管理する活動である、地域猫活動を支援するため、猫の捕獲器を貸出しすることです。２点目に、町民の所有地等に侵入する猫による被害軽減のため、超音波等によって猫を遠ざける効果のある猫よけ器を貸出しすることです。委員より、一般住民への猫の捕獲器を貸出しについて、地域猫活動団体について、貸出物品の仕様について、貸出中の盗難や故障の対応について、えさやり行為の実態について等、質疑があり、

理事者より答弁されております。

次に、（２）斑鳩町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）の策定について、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の案がまとまったので、その内容について、資料に基づき報告を受けました。計画の対象は町のすべての事務事業であり、計画期間は２０２３年度から２０３０年度までの８年間とのことです。温室効果ガス排出量を削減するため、電気の使用をこれまで以上に削減することが重要であること、省エネ、高効率設備の導入、再生可能エネルギー機器や低燃費車両の導入なども検討する必要があるとのことです。また、世界文化遺産を有するまち、ゼロ・ウェイスト宣言のまち、斑鳩町として、率先的などりくみを推進するため、斑鳩町の温室効果ガス総排出量の削減目標を、２０３０年度までに２０１３年度を基準として、６０％以上削減することを目標とされています。今後、計画案を廃棄物減量等推進審議会に報告し、最終とりまとめを行い、今年９月下旬から１０月頃には策定・公表、令和５年度から実施するとの報告がありました。

また、口頭報告として、敬老会の開催について、鳩水園の処理水の流域下水道放流開始について、公用車の事故について報告がありました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしましたが、委員より意見等はございませんでした。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いをいたしまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程５．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされたことについての審査結果の報告を求めます。

２番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の８月２２日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、斑鳩町文化財活用センターの運営について、１０月２２日から１１月２７日まで、秋季特別展「若草伽藍の壁画展—古代寺院の荘厳—」と展示会に関連した歴史講演会を予定していること。二つ目、斑鳩町文化財活用センター運営委員会について、７月２１日、令和４年度第１回斑鳩町



文化財活用センター運営委員会を開催したこと。三つ目、8月7日に14組30人の参加を得て、こども勾玉づくり教室を開催したこと。四つ目、史跡藤ノ木古墳の活用について、9月25日に斑鳩町観光協会との共催で史跡藤ノ木古墳石室のインスタグラムによるライブ配信を計画していること。五つ目に、いかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査を8月5日より着手していること。六つ目に、奈良大学と共同で町内所在の古墳の測量調査について、8月17日から27日まで、極楽墓地内の鏡塚と呼ばれている地形の測量調査を実施しているとのこと。委員より、藤ノ木古墳のライブ配信について、質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

継続審査については、報告を受け、審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1、いかるが溜池ふれあいファミリージョギングの開催について報告がありました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度の斑鳩三塔健康走ろう会は当初から中止することとしていましたが、町民のスポーツ振興、また健康づくりの観点から、それに代わる事業として令和4年度は10月10日、町内在住の4歳以上中学3年生までのお子様とその保護者を対象に、定員は50組で1組4名までとし開催するとのこと。委員から、今後の計画について、対象者について、会場のトイレについて、質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に口頭報告として、LINEによる町政情報等の全面的な配信開始及びAIチャットボットサービスの運用開始について、町立学校における草刈り作業中の飛び石による車両の破損事故の発生について報告がありました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしましたが、委員より意見等はありませんでした。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますのでご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程6. 議案第30号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程34. 研修会への参加派遣について（報告）まで、以上29議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました28議案について、総括提案説明を求めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程 6．議案第 30 号から日程 13．議案第 37 号まで及び日程 16．認定第 2 号から日程 21．認定第 7 号までの 14 議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 6．議案第 30 号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 30 号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 30 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 7．議案第 31 号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 31 号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 31 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 8．議案第 32 号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 32 号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第 32 号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程 9．議案第 33 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）につ

いてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第33号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程10. 議案第34号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第34号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第34号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程11. 議案第35号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第35号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第35号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程12. 議案第36号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第36号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第36号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程13. 議案第37号及び日程16. 認定第2号から日程21. 認定第7号までの7議案は、令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分と令和3年度各会計の決算認定の案件であります。

よって、会議規則第37条の規定により、7議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。よって、日程13. 議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程16. 認定第2号 令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程17. 認定第3号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程18. 認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程19. 認定第5号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

日程 20. 認定第 6 号 令和 3 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程 21.  
認定第 7 号 令和 3 年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、以上 7 議案を一括  
議題とします。

ただいま一括議題としました 7 議案について総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伴吉晴君) これをもって、議案第 37 号及び認定第 2 号から認定第 7 号までの  
7 議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております 7 議案については、委員会条例第 5 条の規定により、  
委員 7 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号及び認定第 2 号から認定第 7 号までの 7 議案については、委員  
7 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、  
議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会から、坂口議員、木澤議員。厚生常任委員会から、横田議員、奥村議  
員。建設水道常任委員会から、溝部議員、齋藤議員。広報発行常任委員会から、大森議  
員。以上 7 名の議員を指名します。各議員には、よろしくお願ひします。

次に、日程 14. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについ  
て (その 1)、日程 15. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めること  
について (その 2)、以上 2 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき一括議題とし、会  
議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号と諮問第 2 号の 2 議案については一括議題とし、委員会付託を省

略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）につきまして、ご説明申しあげます。本諮問は、現人権擁護委員の上田昌功氏、及び松原眞由美氏の任期が、令和4年12月31日をもって満了となることから、引き続き、上田昌功氏を、また、松原眞由美氏の後任として、吉村和栄氏を同委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

それでは、諮問第1号から順次、議案書を朗読させていただきます、ご説明といたします。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目3番24号

氏 名 上田 昌功

生年月日 昭和28年12月28日

上田昌功氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読については、省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第2号です。議案書を朗読させていただきます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部1丁目9番50号

氏 名 吉村 和栄

生年月日 昭和46年9月3日

吉村和栄氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。何とぞ、満場一致をもって、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

次に、日程22. 同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

- 総務部長（西巻昭男君） それでは、同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることにつきましてご説明申し上げます。本同意は、現斑鳩町教育委員会委員の應矢志図香氏の任期が、令和4年10月1日をもって満了となることから、引き続き應矢志図香氏を同委員に任命することについて議会の同意を求めるものです。それでは、議案書を朗読させていただきます、ご説明といたします。

同意第3号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて  
標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田2丁目3番15号

氏 名 應矢 志図香

生年月日 昭和39年5月15日

應矢志図香氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第3号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号については、満場一致で同意されました。

次に、日程23. 同意第4号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程24. 同意第5号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、以上2議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第4号と同意第5号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第4号及び同意第5号の斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)及び(その2)につきまして、ご説明申しあげます。本同意は、現公平委員会委員の小野英子氏及び福瀬敏氏の任期が、令和4年10月1日をもって満了となることから、引き続き、小野英子氏及び福瀬敏氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、同意第4号から順次、議案書を朗読させていただきます。ご説明といたします。

同意第4号

斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺1丁目2番37号

氏 名 小野 英子

生年月日 昭和28年10月5日

小野英子氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第5号です。議案書を朗読させていただきます。

同意第5号

斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その2)

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。



令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目17番7号

氏 名 福瀬 敏

生年月日 昭和26年8月16日

福瀬敏氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第4号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて（その1）については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号については、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第5号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて（その2）は、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号については、満場一致で同意されました。

次に、日程25. 同意第6号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その1）、日程26. 同意第7号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その2）、日程27. 同意第8号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その3）、日程28. 同意第9号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その4）、日程29. 同意第10号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その5）、以上5議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第6号から同意第10号までの5議案については一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第6号から同意第10号の斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その1)から(その5)につきまして、ご説明申しあげます。本同意は、現斑鳩町公文書開示審査会委員の浅野恭世氏、葛本博美氏、中面達也氏、廣野隆信氏、吉岡祥充氏の任期が、令和4年9月30日をもって満了となることから、引き続き、浅野恭世氏、中面達也氏、廣野隆信氏、吉岡祥充氏を、また、葛本博美氏の後任として、湯川美和氏を同委員に委嘱することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、同意第6号から順次、議案書を朗読させていただきます。ご説明といたします。

同意第6号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田3丁目4番8号

氏 名 浅野 恭世

生年月日 昭和24年12月21日

浅野恭世氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第7号です。議案書を朗読させていただきます。

同意第7号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その２）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第１４条第４項の規定により、議会の同意を求めます。

令和４年９月１日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町服部２丁目１８番７号

氏 名 中面達也

生年月日 昭和４０年２月２２日

中面達也氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第８号です。議案書を朗読させていただきます。

同意第８号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その３）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第１４条第４項の規定により、議会の同意を求めます。

令和４年９月１日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 大和郡山市九条町３１０番地１

氏 名 廣野 隆信

生年月日 昭和２５年１１月１４日

廣野隆信氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第９号です。議案書を朗読させていただきます。

同意第９号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その４）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第１４条第４項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部1丁目10番11号

氏 名 湯川 美和（丸山 美和）

生年月日 昭和51年9月10日

（ ）内は、戸籍簿に記載された現在の氏名を表す。なお、湯川美和氏は、旧姓の使用をされています。湯川美和氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、同意第10号です。議案書を朗読させていただきます。

同意第10号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田西8丁目3番7号

氏 名 吉岡 祥充

生年月日 昭和30年5月10日

吉岡祥充氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第6号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めること

について（その１）は、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第７号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第７号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その２）は、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第８号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第８号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その３）は、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第９号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第９号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その４）は、満場一致で同意されました。

続いてお諮りします。

同意第１０号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第１０号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて（その５）は、満場一致で同意されました。

ここで１０時５０分まで休憩いたします。

（ 午前１０時３６分 休憩 ）

( 午前 10 時 50 分 再開 )

○議長 (伴吉晴君) 再開します。

次に、日程 30. 報告第 15 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について) および日程 31. 報告第 16 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 5 号) について) の 2 議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第 37 条の規定により 2 議案を一括議題とし、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第 15 号及び報告第 16 号の 2 議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

本庄教育次長。

○教育次長 (本庄徳光君) それでは、報告第 15 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について) 及び報告第 16 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 5 号) について) につきまして、一括して説明を申しあげます。

はじめに、報告第 15 号でございます。議案書を朗読いたします。

報告第 15 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 12 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定さ

れた町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月12日

斑鳩町長 中西和夫

次に、3枚目でございます。損害賠償の額の決定についてでございます。

#### 損害賠償の額の決定について

大和郡山市今国府町地内において、公用車を運転中に前方を走行中の相手方が運転する乗用車に接触し損傷させた事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

#### 記

1. 損害賠償の額 415,410円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒市東菜畑2-859-8

村上 次郎

本件につきましては、去る令和4年5月20日開催の総務常任委員会におきまして、あらかじめ状況をご報告させていただいたものでございます。令和4年5月12日午後3時38分頃、大和郡山市今国府町295番地6先路上におきまして、公用車を運転中に前方を走行中の生駒市東菜畑2-859-8、村上次郎氏が所有し、村上今日子氏が運転する乗用車に接触し、損傷させた事故が発生したものでございます。当日、公用車を運転しておりましたのは、教育委員会事務局総務課の木下聡子であり、前方を走行する車両の減速に気付くのが遅れ、ブレーキ操作が間に合わなかったことが原因でございます。この事故によります損害賠償といたしまして、村上次郎氏に41万5,410円を支払うことで、対物補償に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年7月12日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものでございます。ついでには、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。なお、本件につきましては、相手方の運転手及び同乗者が現在も通院治療中であるため、対人補償に関する示談が成立をいたしましたら、改めてご報告をさせていただきます。

続きまして、報告第16号でございます。はじめに議案書を朗読をいたします。

報告第16号

#### 議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されてい

る事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をいたします。

斑専第13号

#### 専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月12日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第15号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,066万1千円とするものでございます。補正予算書の予算に関する説明に基づきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正でございます。第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入で、自動車損害共済金として41万6千円、増額補正したものでございます。次に、6ページをお願いいたします。歳出予算の補正でございます。第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費 補償補填及び賠償金で、賠償金として41万6千円、増額補正したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。予算総則を朗読させていただきます。

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,440,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月12日 専決



本件につきましては、職員には、十分な車間距離を確保し、前方にしっかりと注意を払うことで防ぐことができた事故であると認識をしております。改めて公用車の運転には細心の注意を払うよう指導をしたところでございます。以後、このような事故を起こすことのないよう、一層注意してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

以上で、報告第15号及び第16号の報告についての説明とさせていただきます。

何卒ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） このところ、ちょっとまた公用車の事故が増えてきているのではないかなというふうに思うんですけども、この方もいわゆるおかまをほったという事故なのかなということですよ。ちょっと状況を教えてほしいんですけど、おひとりで運転をされてらっしゃったんでしょうかね。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ひとりで運転していたという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 普段は車に乗っていらっしゃる方なんですか。あんまり乗ってらっしゃらない方なんですか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 自身の車を所有しているわけではなく、家族の車をたまに運転するという程度で確認をしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私も気になるのは、最近の若い人って車持たなかったり、そもそも車乗らなかったりする方が増えてきているかなと思って、あまり車に慣れてない人も多いのかなと思うんですけど、今後そういう方が増えてこようかと思うんですけど、注意を促して反省していただくというのは当然必要ですけど、そうした形での対策っていうんですかね、いうのが今後必要になってくるのではないかなと思うんですけど。だいたいまあ、公務員の方ってどこが外に仕事しに行くときは、二人で、ペアで動かれるっていうのが多いと思うんですけど、いろいろそうした形でのサポートが必要であったりとか、そもそもあんまり自信のない方に運転をしていただくのはどうかなと思うんで

すけど、どうしても仕事で必要だということなら、それに必要な対策というのが必要と思うんですけど、ちょっとそこらへんのあたりなんか考えていることがあったら、聞かせておいてほしいなと思うんですけど。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 木澤議員おっしゃいますとおり、ここ最近若手というか、若い職員の事故が多発していることが見受けられます。そうしたことから、6月9日に、入庁5年目までの職員に対しまして、西和警察署の交通課から、課長さんと係員の方、二人、こちらのほうにお越しいただきまして、安全運転の実践的な講習会を開催させていただいて、安全運転に関することと、運転の注意等について研修を受けたところでございます。また、それぞれの職員に対しましても、日々の公務外以外での運転について、安全運転に心がけながら、日々の努力の中で運転技術の向上についても求めているところでございまして、なにぶん職員に、いざ災害等になりますと、運転せなあかん場合が多いものでございますことから、そういったことに対しましても、より一層努力していただくようお願いしているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結します。

報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）および、報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）を終わります。

次に、日程32. 報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）および、日程33. 報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）の2議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第17号及び報告第18号の2議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） それでは、報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）及び、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）につきまして、一括して説明を申し上げます。

はじめに、報告第17号についてでございます。議案書を朗読をいたします。

報告第17号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第14号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月5日

斑鳩町長 中西和夫

次に、3枚目でございます。

損害賠償の額の決定についてでございます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町法隆寺南2丁目11番5号（斑鳩東小学校敷地内）において、同校用務員が草刈機を使用した作業中に、同校職員駐車場に駐車していた教員の車両を損傷させた事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 454,300円

2. 損害賠償の相手方 奈良県大和郡山市矢田山町1184-79 野上 淳子

本件につきましては、去る令和4年8月22日開催の総務常任委員会におきまして、あらかじめ状況をご報告させていただいたものでございます。令和4年6月13日午前11時30分頃、斑鳩町法隆寺南2丁目11番5号、斑鳩東小学校敷地内において、同校用務員が草刈機を使用した作業中に、飛び石により同校職員駐車場に駐車していた車両を損傷させたものでございます。当日、作業をしておりましたのは、教育委員会事務局総務課、斑鳩東小学校会計年度任用職員の大場康之で、飛び石を防止するため、ベニヤ板2枚を作業場所付近に立てかけて養生を行っておりましたが、そのベニヤ板を越える高さで石を跳ね飛ばし、作業場所に隣接する職員駐車場に駐車していた教員の車両のリアウインドウガラスに当たり破損させたものでございます。こちらにつきましては、作業における安全対策が不十分であったことが原因でございます。この事故によります損害賠償といたしまして、野上淳子氏に454,300円を支払うことで示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年8月5日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告をさせていただくものでございます。

続きまして、報告第18号についてでございます。議案書を朗読いたします。

報告第18号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第15号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について

標記の件について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月5日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第17号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係る保険金の受け入れと、損害賠償金の支払いのための補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,111万6千円とするものでございます。補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正でございます。第21款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入でございます。総合賠償補償保険金として45万5千円、増額補正したものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出予算の補正でございます。第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費 補償補填及び賠償金で、賠償金として45万5千円、増額補正したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,441,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月5日 専決

斑鳩町長 中西和夫

本件につきましては、十分にリスクを想定し、安全対策を講じることで防ぐことができた事案であり、職員には作業の安全管理の徹底について指導を行いますとともに、再発防止策を講じたところでございます。以後このような事故を起こすことがないよう、改めて職員の安全管理意識の向上に努めますとともに、一層の安全対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第17号及び第18号の報告についての説明とさせていただきます。

何卒ご了承賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 先ほどの報告第15号は、車で車に追突して41万5千円で、今の報告第17号は草刈り機で飛んだ飛び石で45万4千円ということやけど、これリアガラス代だけでいいんですかね。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） こちらのほうは保険対応ということで、保険の査定等も確認をしたところでございます。その中で私どもも確認をしておりますけども、今、議員がおっしゃっていただいておりますリアガラスのほか塗装代等も含まれた金額になっておるとところで確認をとらせていただいているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） ガラスだけやなしに、ボディにも損傷あってラッカーしたとか、すごい車乗っておられるんでしょうねと思ってますねんけど、それと今回の場合は物損事故ですんだものの、人身事故にも繋がりかねませんのでね、再発防止策を講じたとおっしゃいましたけど、再発防止策はどのような策ですか。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） まず先ほどご説明させていただきました、ベニヤ板のほうを養生としていうところではございましたけれども、それを飛び越えるような石の飛び石があったというところではございますので、まずは高い養生用の板をつくって、それを設置をして草刈りをするというところではございます。それと議員さんご心配いただいております、人身、人へのけがというところではございますけれども、基本的には従来から児童生徒、また教職員が付近にいない状態、いわゆる授業中等を原則として、しておりますので、そのあたりは徹底するよう改めて確認をさせていただいたところでございます。あわせて車両に対する、今回の事故が発生しないようにというところで、草刈りを実施する際には車両の移動という形で車をよけて作業するということも改めて対策として講じていくという確認をさせていただいております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） よろしくお願ひします。過去には草刈り機で職員さんが足を、自分の足を切られたという事故もありましたし、安全対策を講じてよろしくお願ひしておきます。

○議長（伴吉晴君） ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結します。

報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）および、報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を終わります。

次に、日程34．研修会への参加派遣について（報告）を議題とします。

私よりご報告申しあげます。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第20条第2項の規定により、お手元に配布しております報告書のとおり報告します。

これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。よって、研修会への参加派遣（報告）については、満場一致をもって承認されました。

ここでお諮りします。

皆さんのお手元に配布しております、追加日程1．発議第5号 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1．発議第5号 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書についてを日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程1．発議第5号 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番 木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第5号について提案説明をさせていただきます。まず議案書を朗読いたします。

発議第5号

安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年9月1日 提出

議 会 議 員

濱 真理子

木 澤 正 男

それでは、本文の朗読をもちまして、説明にかえさせていただきたいと思えます。

なお、本文中に国葬、国葬令という言葉にかぎ括弧がついていますが、かぎ括弧については飛ばして朗読をさせていただきます。

#### 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書

安倍元総理大臣の葬儀を「国葬」で行うという政府の決定について、日本国憲法の基本から重大な疑念があります。

「国葬」は明治憲法下の天皇の勅令である「国葬令」に基づくものでありましたが、日本国憲法施行の際に失効し、現在は実施にあたっての法的な根拠はありません。したがって経費を全額国費から支出することの根拠がありません。

今回、政府が「国葬」を実施することを閣議決定した理由は、「歴代最長の就任期間、東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開に貢献」とのことです。しかし最長期間はさておき、それ以外のことは国民の評価は分かれており、民意に基づくとは言えません。

また、この期間に森友学園問題での首相国会答弁に発する文書改ざんで職員が自殺に追い込まれたこと、森友・加計学園・桜を見る会の疑惑に対する国会質問で100回を超える虚偽答弁を行い、丁寧に真摯に説明しなかったことへの国民の疑念は今も残されています。

加えて、憲法の基本理念から疑問視される法制定・法改正・閣議決定（教育基本法改正、集団的自衛権行使を容認する閣議決定、安全保障関連法の制定、共謀罪の制定、検察庁法の改正、など）が、強行とも言える国会運営で行われてきた事への国民批判も少なくありません。このような状況下、世論調査でも「国葬」については国民の意見が大きく分かれています。

よって国においては日本国憲法の理念と、民主主義を守るという観点から「国葬」の実施を見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月1日

奈良県斑鳩町議会



以上で提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 発議第5号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

13番 奥村議員。

○13番（奥村容子君） 発議第5号 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

7月8日、安倍晋三・元内閣総理大臣が銃弾に倒れ、逝去されました。謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りを申し上げます。

国は、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式を国の公式行事として安倍元首相の国葬を開催し、その場に諸外国の代表の出席を得る形で取り扱うことが適切だと判断したとのこと。国においては、安倍元首相が憲政史上最長の通算8年8か月にわたり、首相を務めたことや、外交で諸外国から高い評価を受けていることなど、国葬の開催について理由を示されています。さらに、開催に反対意見が出ていることについても、「国民一人ひとりに対して喪に服することや、政治的評価を求めるものでないことをしっかり説明していきたい」とされています。

私は、国の判断を尊重し、安倍元首相の国葬については国民のひとりとして、静かに見守っていきたいと考えます。

このことから、発議第5号については、意見書を提出する必要はないと考えますので、本議案については反対をいたします。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

11番 濱議員。

○11番（濱眞理子君） それでは、安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書について、賛成の立場からの意見を申し上げます。

昨日、8月31日に岸田総理は、閉会中の国会で国葬についての説明を行うと表明いたしました。しかし、意見書にもあるように、国会での徹底した議論を経ることなく、閣議決定した国葬は憲法上もなんら根拠のないものであります。国民は元総理の死去について、その葬儀に反対や中止を求めているわけではありません。しかし、2億5千万円の葬祭費用を国民に負担させる国葬は、弔意を強制し安倍氏の政治を全面的に賛美するものにほかなりません。

国民の評価が分かれているにもかかわらず、国葬として全面的に賛美・礼賛すること

に対して、世論調査にも、国葬が強行されることへの反対が過半数を超え、さらに増え続けている現状があらわれています。岸田総理はきっぱりと国葬を撤回し、国民が納得できる葬送を行われることを求めて賛成意見といたします。

議員各位の皆様、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） これをもって討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（伴吉晴君） 起立少数であります。

よって、発議第5号については、賛成少数で否決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明9月2日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れ様でした。

（午前11時25分 散会）